高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第38条第９号の規定に基づき国土交通大臣の定める基準

第一条　高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（次条において「規則」という。）第38条第９号の国土交通大臣の定める基準は、次に掲げるものとする。

１　住宅の専用部分に係る基準

⑴　段差

イ　日常生活空間（高齢者の利用を想定する一の主たる玄関、便所、浴室、脱衣室、洗面所、寝室（以下「特定寝室」という。）、食事室及び特定寝室の存する階（接地階（地上階のうち最も低い位置に存する階をいう。以下同じ。）を除く。）にあるバルコニー、特定寝室の存する階にあるすべての居室並びにこれらを結ぶ一の主たる経路をいう。以下同じ。）内の床が、段差のない構造（５㎜以下の段差が生じるものを含む。以下同じ。）であること。ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。

①　玄関の出入口の段差で、くつずりと玄関外側の高低差を20㎜以下とし、かつ、くつずりと玄関土間の高低差を５㎜以下としたもの

②　玄関の上がりかまちの段差

③　勝手口その他屋外に面する開口部（玄関を除く。以下「勝手口等」という。）の出入口及び上がりかまちの段差

④　居室の部分の床のうち次に掲げる基準に適合するものとその他の部分の床の300㎜以上450㎜以下の段差

ａ　介助用車いすの移動の妨げとならない位置に存すること。

ｂ　面積が３㎡以上９㎡（当該居室の面積が18㎡以下の場合にあっては、当該面積の１／２）未満であること。

ｃ　当該部分の面積の合計が、当該居室の面積の１／２未満であること。

ｄ　長辺（工事を伴わない撤去等により確保できる部分の長さを含む。）が1,500㎜以上であること。

ｅ　その他の部分の床より高い位置にあること。

⑤　浴室の出入口の段差で、20㎜以下の単純段差（立ち上がりの部分が一の段差をいう。以下同じ。）としたもの又は浴室内外の高低差を120㎜以下、またぎ高さを180㎜以下とし、かつ、手すりを設置したもの

⑥　バルコニーの出入口の段差。ただし、接地階を有しない住戸にあっては、次に掲げるもの並びにバルコニーと踏み段（奥行きが300㎜以上で幅が600㎜以上であり、当該踏み段とバルコニーの端との距離が1,200㎜以上であり、かつ、１段であるものに限る。以下同じ。）との段差及び踏み段とかまちとの段差で180㎜以下の単純段差としたものに限る。

ａ　180㎜（踏み段を設ける場合にあっては、360㎜）以下の単純段差としたもの

ｂ　250㎜以下の単純段差とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの

ｃ　屋内側及び屋外側の高さが180㎜以下のまたぎ段差（踏み段を設ける場合にあっては、屋内側の高さが180㎜以下で屋外側の高さが360㎜以下のまたぎ段差）とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの

ロ　日常生活空間外の床が、段差のない構造であること。ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。

①　玄関の出入口の段差

②　玄関の上がりかまちの段差

③　勝手口等の出入口及び上がりかまちの段差

④　バルコニーの出入口の段差

⑤　浴室の出入口の段差

⑥　室内又は室の部分の床とその他の部分の床の90㎜以上の段差

⑵　通路及び出入口の幅員

イ　日常生活空間内の通路の有効な幅員が780㎜（柱等の箇所にあっては750㎜）以上であること。

ロ　日常生活空間内の出入口（バルコニーの出入口及び勝手口等の出入口を除く。）の幅員（玄関及び浴室の出入口については、開き戸にあっては建具の厚み、引き戸にあっては引き残しを勘案した通行上有効な幅員とし、玄関及び浴室以外の出入口については、軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。）が750㎜（浴室の出入口にあっては600㎜）以上であること。

⑶　階段

住戸内の階段の各部の寸法は、次の各式に適合していること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあっては、この限りではない。

イ　勾配が22／21以下であり、けあげの寸法の２倍と踏面の寸法の和が550㎜以上650㎜以下であり、かつ、踏面の寸法が195㎜以上であること。

ロ　蹴込みが30㎜以下であること。

ハ　イに掲げる各部の寸法は、回り階段の部分においては、踏面の狭い方の端から300㎜の位置における寸法とすること。ただし、次のいずれかに該当する部分にあっては、イの規定のうち各部の寸法に関するものは適用しないものとする。

①　90度屈曲部分が下階の床から上３段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分

②　90度屈曲部分が踊場から上３段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分

③　180度屈曲部分が４段で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が下から60度、30度、30度及び60度の順となる回り階段の部分

⑷　手すり

イ　手すりが、次の表の(い)項に掲げる空間ごとに、(ろ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、便所、浴室、玄関及び脱衣室にあっては、日常生活空間内に存するものに限る。

(い)	(ろ)
空間	手すりの設置の基準
階段	少なくとも片側（勾配が45度を超える場合にあっては両側）に、かつ、踏面の先端からの高さが700㎜から900㎜の位置に設けられていること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあっては、この限りでない。
便所	立ち座りのためのものが設けられていること。
浴室	浴槽出入りのためのものが設けられていること。
玄関	上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのものが設置できるようになっていること。
脱衣所	衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。